

お客様各位

「あんしんタイヤ補償」約款および補償料金 変更のお知らせ

平素より、オートボックスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

掲題の件、2018年8月1日より販売しております「あんしんタイヤ補償」（オートボックスにおけるタイヤパンク補償サービス）の約款ならびに補償料金を、以下のように一部変更いたしますのでお知らせいたします。

尚、ご加入頂いた時期により本約款変更の範囲が異なりますので下記ご参照ください。（2020年4月1日に約款改定を実施の理由により）

- ・2020年3月31日以前にご加入のお客様：新約款の一部（第2条2項、第4条1項および2項）を除き、新しい約款の適用を受けることになります。
- ・2020年4月1日～2021年7月31日以前にご加入のお客様：新約款の一部（第2条2項、第4条2項）を除き、新しい約款の適用を受けることになります。
- ・2021年8月1日以降にご加入のお客様：新約款の通りに適用を受けることになります。

【変更日】：2021年8月1日

【約款変更箇所および新旧対比表】：次の11項目（今回の変更分は10項目）

条項	【旧】約款記載内容	【新】約款記載内容
第2条 2項 【本補償の内容】	本補償は、補償限度額の範囲内で新品タイヤ（4本以内）および取付工賃を補償するものであり、お客様に対する金銭の交付は行いません。	本補償は、補償限度額の範囲内で新品タイヤ（4本以内）および取付工賃を補償するものであり、お客様に対する金銭の交付は行いません。 また、補償開始日から開始日当日を含めて180日以内にパンクが発生した場合は、交換・取付けするタイヤは2本を上限とします。 ※下線太文字部分の追加
第2条 3項 【本補償の内容】	本補償で提供する新品タイヤは、損害が発生した対象タイヤと同カテゴリ・同品とします。但し、同品が既に製造終了しているなど、乙からの提供が難しい場合には、同水準以下（乙の判断基準（購入時の価格基準）に抛ります。）の新品タイヤを提供します。ご提供するタイヤの販売価格と取付工賃の合計額が補償限度額を上回る場合は、差額を甲が負担するものとします。	本補償で提供する新品タイヤは、損害が発生した対象タイヤと同カテゴリ・ ※ 同品とします。但し、同品が既に製造終了しているなど、乙からの提供が難しい場合には、同水準以下（乙の判断基準（購入時の価格基準）に抛ります。）の新品タイヤを提供します。ご提供するタイヤの販売価格と取付工賃の合計額が補償限度額を上回る場合は、差額を甲が負担するものとします。 ※夏用タイヤとオールシーズンタイヤは同一カテゴリとします。 ※下線太文字部分の追加
第2条 5項 【本補償の内容】	パンクに伴って発生した各種費用については甲の負担となります。ただし取付工賃を除きます。また、パンクに伴うタイヤ以外の損害（ゴムバルブ、窒素ガス、ハブ防錆、廃タイヤ処分料、アルミホイール代金、ナット代金などの損害など）やレッカー代等の費用についても本補償の対象とはなりません。	パンクに伴って発生した各種費用については甲の負担となります。ただし取付工賃を除きます。また、パンクに伴うタイヤ以外の損害（ゴムバルブ、窒素ガス、ハブ防錆、廃タイヤ処分料、アルミホイール代金、ナット代金などの損害など）や パンク修理代 、レッカー代等の費用についても本補償の対象とはなりません。 ※下線太文字部分の追加
第4条 1項 【本補償の補償限度額】	（2020年4月1日約款改定：補償対象金額区分の追加（10万円超以降の3区分）実施済）	※今回の変更なし
第4条 2項 【本補償の補償限度額】	※新設	補償開始日からその日を含めて180日以内にパンクが発生した場合、補償限度額は前項1. で定める販売価格帯ごとの補償限度額×50%を上限金額とします。 ※条項の新設追加
第5条 1項 【本補償の提供方法】	甲は、第2条第1項に掲げる損害が発生した場合、パンク発生日より30日以内、かつ、パンクしたタイヤの交換（緊急タイヤ等を除く）前に、対象自動車と損害が発生した対象タイヤを乙の店舗へお持ちいただき、本書および乙が指定した書類等をご提示の上で、乙に対して本補償の利用を实行する旨を申し出て、新品タイヤの提供を求められます。	甲は、第2条第1項に掲げる損害が発生した場合、パンク発生日から30日以内 （パンク発生日の翌日を1日目として算出します。） 、かつ、パンクしたタイヤの交換（緊急タイヤ等を除く）前に、対象自動車と損害が発生した対象タイヤを乙の店舗へお持ちいただき、本書および乙が指定した書類等をご提示の上で、 対象タイヤをお持ち込みいただいた 乙に対して本補償の利用を实行する旨を申し出て、新品タイヤの提供を求められます。 ※下線太文字部分の追加
第5条 4項 【本補償の提供方法】	本補償の提供を行った時点で本補償は終了し、交換したタイヤに対して新たに本補償に加入することはできません。	交換本数を問わず 、本補償の提供を行った時点で本補償は終了し、交換したタイヤに対して新たに本補償に加入することはできません。 ※下線太文字部分の追加
第6条 2項（1） 【本補償の対象期間】	甲が対象タイヤを装着した自動車の使用者ではなくなったとき（譲渡等）	甲が対象タイヤを装着した自動車の使用者ではなくなったとき（譲渡・ 乗換 等） ※下線太文字部分の追加
第8条 1項（3） 【本補償を提供しない場合】	パンク発生日から30日以内に、第5条1項に記載する内容を、乙に申し出がなされなかった場合	パンク発生日から30日以内 （パンク発生日の翌日を1日目として算出します。） に、第5条1項に記載する内容を、乙に申し出がなされなかった場合 ※下線太文字部分の追加
第10条 【本補償約款の変更】	（省略） 予告期間経過後は、補償の提供内容、提供条件を含めすべて変更後の内容が適用されるものとします（変更日前にご購入されたタイヤについても変更後の規定が適用されます。ただし、 第4条の補償限度額については 、加入時に定められたものを適用します）。最新の約款は、乙のホームページに掲載するものとします。	（省略） 予告期間経過後は、補償の提供内容、提供条件を含めすべて変更後の内容が適用されるものとします（変更日前にご購入されたタイヤについても変更後の規定が適用されます。ただし、 第2条第2項に定める補償内容および、第4条第1項、第2項に定める補償限度額の取扱いについては 、加入時に定められたものを適用します）。最新の約款は、乙のホームページに掲載するものとします。 ※旧約款の下線太文字部分を新約款の下線太文字部分に差し替えを実施
付記事項	本約款は、2018年8月1日から適用を開始します。 最新改定日または改定予定日： 2020年4月1日	本約款は、2018年8月1日から適用を開始します。 最新改定日または改定予定日： 2021年8月1日 ※旧約款の下線太文字部分を新約款の下線太文字部分に差し替えを実施

【補償料金の変更】

補償対象金額（税込）	補償限度額（税込）	補償料金			
		【旧】料金		【新】料金	
		税抜額	税込額	税抜額	税込額
2万円以下	2万円	3,000円	3,300円	4,000円	4,400円
2万円超～4万円以下	4万円	4,000円	4,400円	6,000円	6,600円
4万円超～6万円以下	6万円	5,000円	5,500円	7,000円	7,700円
6万円超～8万円以下	8万円	6,000円	6,600円	11,000円	12,100円
8万円超～10万円以下	10万円	7,000円	7,700円	12,000円	13,200円
10万円超～12万円以下	12万円	8,500円	9,350円	13,000円	14,300円
12万円超～14万円以下	14万円	10,000円	11,000円	15,000円	16,500円
14万円超～	20万円	12,000円	13,200円	18,000円	19,800円

【本約款の掲載ホームページへのQRコード】

